

令和7年大和市農業委員会第2回総会議事録

令和7年2月17日（月）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 高橋 守 委員	10番 荻窪 登 委員
2番 大沼 茂樹 委員	11番 池田 俊一郎 委員
3番 眞壁 浩二 委員	12番 木村 賢一 委員
4番 遠藤 一直 委員	14番 保田 雄一 委員
6番 渡邊 みどり 委員	15番 長谷川 慶太郎 委員
7番 富澤 克司 委員	16番 関水 好美 委員
8番 田邊 義之 委員	

2. 本日の欠席委員

5番 小川 正夫 委員	13番 古谷田 和子 委員
9番 古木 恒樹 委員	

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	金子 純一郎
次長	佐藤 祐介
主査	中川 雅美
主査	富田 規裕

4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第4 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出に

ついて

- 日程第 5 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による所有者権移転許可申請について
- 日程第 6 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第 7 議案第 4 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認申請について
- 日程第 8 議案第 5 号 農業委員の辞任について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

- 報告第 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有者権移転の届出について
- 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による所有者権移転許可申請について
- 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第 4 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認申請について
- 議案第 5 号 農業委員の辞任について

午前 10 時 開会

○議長 ただいまの出席委員は 13 人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 7 年 2 月大和市農業委員会第 2 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、7 番、富澤克司委員、8 番、田邊義之委員を指名いたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、総会資料の 1 ページをごらんください。資料の差替えがございまして、そちらの資料をご参照いただければと思います。

2 月 3 日、令和 6 年度第 2 回農業委員会会長・事務局長及び市町村合同会議が横浜市で開催され、眞壁会長が出席されました。

2 月 4 日、令和 6 年度大和市農業委員視察研修を実施いたしました。

2 月 7 日、大和市農業振興懇話会が開催され、眞壁会長、遠藤職務代理が出席されました。

2 月 10 日、令和 6 年度県央地区農業委員会連合会農業委員等特別研修会が開催されました。なお、出席につきましては、174 名の参加者がございました。

2 月 13 日、第 3 回都市計画審議会が開催され、遠藤職務代理が出席されました。諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等は何かございますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 2 月 13 日、第 3 回都市計画審議会に出席してまいりました。議題については、西鶴間 8 丁目地区の市街化区域編入に伴う都市計画変更についてという内容で中間報告がなされました。そのほかについては、前回の審議会で中央林間内山地区の現地視察を行って、委員の皆さんそれぞれに感想をお聞きして、今後の運営に反映するということで意見交換がなされました。

報告については以上です。

- 議長 ありがとうございます。
ほかにございますでしょうか。

(発言者なし)

- 議長 それでは、私から。

私と職務代理が出席しました大和市農業振興懇話会というのが2月7日にありました。こちらは、さがみ農協の主催でございますので、地区運営委員長が会長でございます、進行を農協の次長が行い、県農業技術センターの部長と農政部の部長に来ていただいて、予算であるとかいろいろ神奈川県農作物等々の細かいところのご説明をしていただきました。質問もたくさん出たのですが、私が最初に質問したのは、お米の「はるみ」をつくっているのは皆さんご存じだと思っておりますが、その「はるみ」が、高温障害があるということで、その対応などの話が出ました。夏は暑い、冬は寒いという生産者にとっては大変厳しい気候になっていて、お米づくりもなかなか大変、野菜づくりも大変というところがございます。そうした話も、専門の方々のお話をいろいろ聞きながら、生産者も一つ一つ勉強していかなければいけないと思いました。

あと、販売のほうですけれども、直売所でレジを打つ方が、アルバイトですが、最低賃金がどんどん上がってしまうので、パート代のほうが野菜が売れる利益よりもかかってしまうような話が出て、これ以上時給が上がるとどうしたらいいのでしょうかというような生産者の方の悩みもありました。いろいろな問題がたくさんある中で、私たちも何かしら協力できることはしていかなければいけないかと思いました。

以上、ご報告します。

そのほかよろしいですか。

(発言者なし)

- 議長 本件は報告案件につきまして、以上をもって終結いたします。
- 議長 日程第3、報告第4号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第4、報告第5号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、ご説明いたします。

報告第4号については議案書1ページの2件が、報告第5号については議案書2ページの5件がありました。案内図は総会資料の3から5ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員　4条の2番ですけれども、この通路はどういうふうになっていますか。

○議長　事務局。

○事務局　地図上の斜線で示してある「く」の字形の左上の部分がお墓になっていて、そこへ向かう通路としてこの敷地を使っているのです。どこからどこへという意味では、右側の畑がご自身の畑でして、その畑の中を通過して、この斜線の部分を通ってお墓に行く形になります。

○議長　長谷川委員。

○長谷川委員　では、ここは現況地目もそうですが、現在は畑や田として使われていないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　現状で防草シートと飛び石が置かれていて、通路のような形になっております。

○議長　長谷川委員。

○長谷川委員　ありがとうございました。

○議長　そのほか。木村委員。

○木村委員　4条の1番ですけれども、これは現在が一戸建ての貸家で、共同住宅3階建てにするということのようですが、これについては、地図を見ますと調整区域の既存の宅地を戸建ての共同住宅にするということ。ただ、地目が畑なので地目変更を主目的に届を出されたということよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおりでございます。

○議長 私のほうから。木村委員は今、既存宅地と言われたと思うのですけれども、ここは市街化区域ですね。市街化調整区域ではありません。
事務局。

○事務局 こちらは、市街化区域になりますので、届出の手續になります。

○議長 木村委員。

○木村委員 私はちょっと地図を見間違えたので、調整区域のほうに入ってしまった。
道路から上側が市街化区域なのですね。下が調整区域。ちょっと見間違えて調整既存宅地としてしまったのですけれども、わかりました。

○議長 私からいいですか。このエリアですが、昨年調整区域から市街化区域に変わっているところなので、木村委員が今言われた南側も全て市街化に変わっております。

○木村委員 では、地図自体が古いのを見てしまったからなのかな。

○議長 そうですね。ずっと最初の市街化に向けての中央森林というのがあったと思うのですけれども、それで、昨年3月29日だったか、市街化調整区域から市街化区域に変わりました、消防署のところぐらいまでが調整区域だったのですが、市街化区域に編入されております。

ほかはよろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第2号についてご説明いたします。議案書3ページ、総会資料は6から7ページをごらんください。

申請地及び申請者は、議案書記載のとおりです。申請地の位置図は、総会資料6ページの地図に斜線で示しております。地目は畑です。申請理由は、譲渡人

は約6年前に県外に転出し通作困難であるため、譲受人は経営規模の拡大のためです。また、譲受人の世帯はこれまで譲渡人の農地の管理を任されており、かねてより農地の権利移転について双方で調整しておりました。

2月5日に事務局と木村委員とで現地に赴き、申請人である譲受人とお会いし現地の状況を確認し、申請人に申請内容について聞き取りをいたしました。譲受人はトラクター等の農機具を所有し、年間従事日数が150日以上、常時従事者が本人に加え2名おり、農地の全部効率利用要件等を定めた農地法第3条第2項各号には抵触しないことが確認できたため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。木村委員、お願いします。

○木村委員 ただいま事務局から話がありましたように、2月5日に現地で申請者の譲受人にお会いいたしまして、私と事務局で現地を確認させていただきました。譲渡人は、ここに書いてありますように、6年ほど前に県外、宮城県に転出したことによりまして、これまで管理を依頼していました今回の譲受人に、農地の所有者として譲渡したい旨を聞いております。また、譲受人からは、道路を挟んだ向かいの農地を取得することで効率がよくなること、この春から露地野菜の作付をする予定である旨を聞いております。今回、総合的に見まして、許可することに問題はないと思います。

以上でございます。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について採決いたします。

本件を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、許可することに決定いたしました。

○議長 日程第6、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、受付番号1番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書4から5ページ、資料は8から10ページになります。

大和市長から、令和7年2月3日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は5,000㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人は耕運機等農機具を所有し、現在4,849㎡を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っております。

令和7年2月3日に渡邊委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号2番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書6ページ、資料は12から13ページになります。

大和市長から、令和7年2月3日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は4,517㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在6,635㎡を経営しています。3月1日より増反し7,910.6㎡経営となっております。農業経営者1名、農業専従者3名の計4名で農業経営を行っております。

令和7年1月14日に渡邊委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号3番についてご説明いたします。新規の案件でございます。

議案書 6 ページ、資料は 14 から 15 ページになります。

大和市長から、令和 7 年 2 月 3 日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は 2, 882 m²です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間、使用貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を実家より借用し、現在 5, 272.15 m²を経営しています。3 月 1 日より増反し 6, 880.15 m²経営となります。農業経営者 1 名、農業補助者 1 名で農業経営を行っております。

令和 7 年 1 月 30 日に関水委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いしますが、説明のときは、挙手をした後にお願いいたします。

受付番号 1、2 について、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 受付番号 1 番について、2 月 3 日に事務局と現地へ赴き、借人とお会いし確認いたしました。また、受付番号 2 番について、1 月 14 日に事務局と現地へ赴き、貸人及び借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。

以上です。

○議長 次に、受付番号 3 について、関水委員、お願いします。

○関水委員 受付番号 3 番について、1 月 30 日、事務局と現地へ赴き、借人とお会いし確認いたしました。現地はしっかり管理されており、貸付けることに問題ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

木村委員。

○木村委員 確認だけですけれども、受付番号1番、2番については更新ということですが、最初は1年で、今回更新で5年ということになったのか、ちょっと確認させてください。

○議長 事務局。

○事務局 ご指摘のとおりで、昨年の4月1日から新規就農で入られた件になっております。初回の契約でしたので、1年間の契約の後、今回の更新の手続で5年にご契約を更新するという形になっています。

○議長 ほかがございますか。田邊委員。

○田邊委員 受付番号1番について質問させていただきます。土地の所在地が、704-1についてご質問します。去年12月に、今回借りる方が、704-1の下の多分705にビニールハウスを建てるということで議案が上がってきていたと思います。そのビニールハウスの建て方が、今回の場所にかかってくるのかどうか、もしわかれば教えていただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 当初の計画のお話を聞いているのですけれども、704-1の下の筆の中で設置予定だということは聞いています。

○議長 そのほかございますでしょうか。遠藤委員。

○遠藤委員 受付番号にかかわらずお聞きしたいのですが、特に1番、2番については認定新規就農者と伺っていますけれども、ここ1年の経営状況、手続上では問題ないと判断したとありましたが、具体的な数値的なもの、どのような耕作でどのような販売実績があるのか、わかる範囲で結構なので教えていただけますか。

○議長 事務局。

○事務局 詳細の経営報告書という形では上がってきておりませんので金額等については把握しておりませんが、受付番号1番の者については、高座渋谷駅前のJAの直売所に順調に出荷をして、これまで経過しているといえます。

また、受付番号2番の者については、自身の法人のほうで立ち上げているサイトの会員向けに宅配事業を起こしてしまして、順調に会員数が伸びているとい

うことを聞いております。畑についても、私ども事務局が拝見させていただいても、全体的に作物が植わって出荷をされていらっしゃるのので、順調に推移されてるのだということは伺えるような状況です。数的な根拠はないので恐縮ですが、それぞれ順調に進んでいらっしゃるご状況です。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 ありがとうございます。ちょっとまた質問を変えますけれども、この3件の案件で、それぞれですが、今後の耕作計画も同時に提出されていると思うのですが、今回の貸借の内容からして、法人の方は別として、それぞれそれなりの面積を借り受けている状況ではあるのですが、まだ今後も借りるという状況があるのかどうかお聞かせください。

○議長 事務局。

○事務局 今回、1番、2番については5年の更新を行うのですけれども、その後も継続して借りるということを伺っております。また、受付番号3については、今回新規の案件ではございますが、長く借りるということで確認はさせていただきます。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 ありがとうございます。受付番号3番については特にですけれども、ご自身で耕作、経営者1名で、一応補助の方が1名と記されております。私も個人的にお付き合いのある息子さんであるので気にかけているところではあるのですが、現在の耕作面積、経営面積を考えると、なかなか耕作するのにも厳しいような面積状況かと。経営形態が野菜で栽培されていると伺っていて、実際に販売のほうも、市場出荷というよりは、ご自身が開拓している販売を精力的に直売で売っているような形ですので、農業補助者がある程度後ろ盾で支えていかないと、経営面積を幾ら増やしても、どんどん仕事が膨れ上がってしまうような状況があるので、そこら辺の1戸当たりの耕作面積の適正とか、そういうものというのは、農政課ですとか農業委員会事務局の現状の判断の中で何か目安になっているものがあるのか、ちょっとお聞かせいただきたいのですが。

○議長 事務局。

○事務局 明確には1戸当たりの適正な面積という基準はございません。ただ、そのと

きの機械のご状況ですとか、そういったものも鑑みながら、ご相談を受付けているような状況ではありますが、そろそろどうなんだろうと言うようなところは、率直にお話しさせていただいていっている状況ではあります。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 ありがとうございます。神奈川県ホームページなどを見ると、1人当たりの耕作面積が大体0.8haぐらいだという数字が農業センサスで上がっているような状況で、これは恐らく田んぼも含んでいる状況なので、野菜を耕作している方だともう少し耕作面積が低くなると思います。恐らくこのぐらいの面積が普通で見ても適正ではないかとも思うので、新規の方なので、いろいろ経営上のところで、もっと稼ぎたいとかもっと収入を上げたいとか欲求はあると思うのですが、やはり体あつての農業なので、そこら辺、ブレーキがかかるような策も我々の中では必要ではないかと思います。今後そういうところも、農政課のご協力を含めながら、ちょっと考えながら、特に若手の農家を支えていただきたいというところで個人的には思っています。

以上です。

○議長 ほか、よろしいでしょうか。田邊委員。

○田邊委員 受付番号2番についてちょっと質問させていただきますけれども、今回、利用権設定を受ける方についてですが、ほかにも農地をお持ちだと思うのですが、そちらはご自分で管理するような感じでよろしいのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 ご指摘のとおり、ご自身で管理していらっしゃいます。

○議長 ほかよろしいですか。保田委員。

○保田委員 受付番号1番と2番の一部新規というのが、3月更新だと思うのですが、一部新規というのがあるのですが、これはどういう経緯で前回は借りなかったのか、なぜ今回貸出すことになったのかというのをちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長 事務局。

○事務局 ご説明させていただきます。資料の8ページの地図をごらんいただければと思うのですが、まず、ここの731-2の筆ですが、ここは前回契約の

ときは含まれていなかった部分があります。それはなぜかと言いますと、堆肥小屋がある部分についてはまだ貸人のほうで管理したいというご意向があったので、前は貸付けておりませんでした。今回更新を行うに当たって、堆肥小屋についても貸したいというご意向がありましたので、筆全体を貸付けるという形で、一部分について新規となっております。

また、受付番号2番についてですけれども、地図では、12ページの上の部分に細長い建物と正方形の建物があるかと思いますが、その部分については豚舎と農機具小屋というところだったのですが、まだ貸人の荷物がたくさん入っている状況でとても貸せるような状況ではないことから、去年の当初の貸付のときは貸付けなかった部分になっています。ただ、この1年で貸人と借人で双方協力して中身をきれいにして空にして整理がつかましてので、それでこの部分を貸付けますということで今回新たに追加ということで新規で入ってきています。

以上です。

○議長 保田委員。

○保田委員 ありがとうございます。

○議長 ほかよろしいでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 3番についてですけれども、まとめて借りずに、なぜ一部を残したような形で今回申請という形になっているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらの部分的に残したところについては植木畑になっていまして、露地畑としては使えないところになっていますので、ここについては、貸人が引き続きご自身で管理していく形になります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 質問についてはありがとうございます。

それと、要望ですが、今のお答えは、確かにこちらの衛星写真を拝見しますとわかります。ただ、この資料として提出されているものを見ますと、いまいち判然としないのですね。なので、もうちょっと写真の撮り方を、質問しなくてもいいように、例えば、ちょうど一番左のところ、西側のところから撮影して

いただくなど、ほかのところに関してももうちょっと写真の撮り方がどうにかならないかと。この資料だけが最終的には残っていくものだと思いますので、この辺をちょっとよろしくお願いいたします。

○議長 事務局。

○事務局 承知いたしました。なるべくわかりやすいように撮影していきたいと思えます。

○議長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について採決いたします。

受付番号1について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号1は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号2について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号2は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号3について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号3は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

○議長 続きまして日程第7、議案第4号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第4号についてご説明いたします。改選後、初めて扱う案件となります

のでご説明いたします。

昨年5月の新任研修の際にもお配りしたこちらの農業委員実務資料ですが、10ページの部分をお手元にお配りしております。そちらには3つの項目があることをお示ししております。説明を進めさせていただきます。

特定農地貸付とは、農地の貸付で次の条件に該当するものをいいます。①10a未満の農地の貸付で相当数の者を対象とした貸付であること、②営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付であること、③貸付期間の5年を超えないことの3点が条件となります。そして、農業委員会は、承認申請が周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な需要を確保する見地から見て、農地が適当な位置にあること、かつ妥当な規模を超えないものであることなど、これら一定の要件に該当する場合は承認するとあります。

それでは、受付番号1番についてご説明します。令和7年1月27日付で申請を受けています。議案書は7ページ、資料は16から17ページになります。新規の承認申請です。なお、今回承認を求める農園の1区画の面積は90㎡です。承認を受けようとする土地、申請人、申請地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。区画数は全4区画です。

次に、受付番号2番についてご説明します。令和7年1月27日付で申請を受けています。議案書は7ページ、資料は18から19ページになります。新規の承認申請です。なお、今回承認を求める農園の1区画の面積はおおよそ60㎡です。承認を受けようとする土地、申請人、申請地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。区画数は全3区画です。

以上2件について、地元の大沼委員と事務局で現地等の状況を調査しました。

以上の承認申請の内容は、当該農地が周辺との関係等適切な位置にあり、かつ妥当な規模を超えないものであるなど、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員より説明をお願いします。

大沼委員、お願いします。

○大沼委員 受付番号1番及び2番について、1月31日に私と事務局で現地確認を行いました。現地は管理されておりました。また、市民農園として使用することに問題ないと思われま。

以上でございます。

○議長 委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

田邊委員。

○田邊委員 受付番号1番、2番両方についてですけれども、いずれかもしれないですが、両方とも行政手続を経ないで市民農園として貸していた案件が表に出てきたという案件でよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 これまでは、所有者が責任を持って一緒にやっらっしゃったり指導するという状況下で行われていたとのことで、今回は完全に貸付をするということになりました。きちんと農園として整備をし、使用貸借権や賃貸借権を設定するという形です。今回は、両方とも賃借権の設定をする形での農園の開設になります。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 引き続き2番についてですけれども、今の申請人の方は残りの農地があると思うのですが、これについてはご自分で管理されていくということによろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 総会資料18ページの地図に今回の大きい斜線の固まりと正方形の小さい斜線の固まりとをお示ししているのですけれども、北側の大きいほうの斜線の区画については縦に2つに割った形で2区画、そして、その下の正方形の区画については1区画という形で全3区画となります。太線で囲ってあるのは所有者の方の農地のご状況ではあるのですが、残地については、所有者の母が引き続き耕作をしていくという形になっています。

○議長 ほか、いかがでしょうか。木村委員。

○木村委員　この1番、2番についてですけれども、今まではお話がありましたように相対でやっておられたのですが、国の法律が、先ほど事務局からありましたように、特定農地法貸付けに関する法律ということが設定されて、個人の相対ではなくて、きちんとした賃貸借権を設定して契約していきなさいと法律が変わった。いずれにしても、今まで相対でやっているところについては、こういうことで正式に賃貸借契約を結んで、法律にのっとって貸し借りをやる契約を進めてくださいということで今回上がってきたのかな。ちょっと確認させていただきます。

○議長　事務局。

○事務局　当然ながら、何ら許可もなく農地の貸し借りをすることは違法になっていますので、もし市民農園として貸付をしたいということであれば、この法律を利用して、承認を得てから開設していくということが通常の流れとなっています。

○議長　ありがとうございました。
ほか、よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長　質疑を終結いたします。

これより、採決してまいります。

議案第4号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請についてを採決いたします。

受付番号1について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長　挙手全員であります。よって、受付番号1は、承認することに決定いたしました。

次に、受付番号2について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長　挙手全員であります。よって、受付番号2は、承認することに決定いたしました。

○議長　次に、日程第8、議案第5号、農業委員の辞任についてを議題に供します。
事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、日程第8、議案第5号についてご説明いたします。議案書の8ページ、資料は20ページをごらんください。農業委員の辞任についてでございます。

大和市長から、令和7年2月10日付で、農業委員の辞任同意の賛否について諮問を受けています。

このたび、●●在住の小川正夫委員より、健康上の理由により農業委員を辞任したい旨の辞表を令和7年1月30日付で受理しました。

農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定では、「正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を経て委員を辞任することができる」と明記されており、以上のことから、農業委員の辞任同意の賛否について意見を求められているものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長　事務局からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員　今回、この委員、以前からよく知っている方なのですが、昨年5月から●●地区から推薦されて農業委員になられたのですが、昨年ご近所あるいは事務局から体調不良という話を聞いて心配はしていました。今回、1月30日付で健康上の理由で辞表を受け付けたということなので、非常に残念に思っております。

○議長　そのほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

(発言者なし)

○議長　それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第5号、農業委員の辞任についてを採決いたします。

本件について、辞任に同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長　挙手全員であります。よって、議案第5号は、辞任に同意で回答いたします。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和7年2月大和市農業委員会第2回総会を閉会いたします。

午前 10 時 47 分 閉会